

## 手話言語及び障がい者コミュニケーション普及施策（案）一覧表

手話を学ぶ機会の提供等に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
1	聴覚	手話言語普及啓発事業 （聴覚障害の特性理解と手話）	手話が言語であることへの理解やコミュニケーション手段としての手話の普及を図るため、学校園、町内会、病院、警察等に対し、普及啓発を図る施策を検討し、加古川ろうあ協会等に協力を得ながら実施する。 市役所内においては、職員研修を利用し、職員（特に、窓口職場の職員や消防職員）に普及啓発及び手話講座を実施する。
			【実施施策（継続）】 ・ 出前講座の開催 ・ 市役所内における研修
			【検討施策（新規）】 ・ ろう者及び健聴者講師による講師団結成 ・ 一日手話教室の開催

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
2	聴覚 視覚 知的	障がい者コミュニケーション促進事業 （コミュニケーション支援 研修事業）	職員一人ひとりが障害の特性等を正しく理解し、点字、音声、要約筆記、筆談、絵図・サインなど障害特性に応じ、相手に合わせたコミュニケーションができるようにするため、職場人権研修の講師を障がい者団体等に依頼する。 また、同様の内容について、事業者に対する啓発を進めるため、事業者や町内会等への出前講座の活性化を図る。
			【検討施策（新規）】 ・ 出前講座の開催 ・ 障がい者講師による職員研修の実施

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策			
No.	種別	名称	概要
3	知的	障がい者コミュニケーション促進事業 (コミュニケーションボード作成事業)	<p>意思を言葉で伝えることが困難な知的障がい者等に対し、日常生活や救急・災害時におけるコミュニケーション支援を図るためのコミュニケーション支援ボードの作成などの施策を検討し、加古川市手をつなぐ育成会等の協力を得ながら実施する。</p>
			<p>【検討施策（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション支援ボードの作成</li> </ul>
4	聴覚 視覚 知的	障がい者差別解消事業 (ルビ付き文書、点字文書、資料への音声コードの添付)	<p>市役所が発刊する資料の内、視覚障がい者、知的障がい者、聴覚障がい者に対し、様々な制度の仕組み等を伝える手段として有効なルビ付きのわかりやすい資料や点字、音声コード付きの資料等がほとんどない。</p> <p>障害特性に応じた刊行物を増やすため、「障害福祉のしおり」など障がい者支援課が率先して、障がい者団体等の協力を得ながら配慮をした資料を発刊する。</p> <p>また、緊急度の高い資料のヒアリングを行い、全庁に広げていく。</p>
			<p>【検討施策（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルビ付き文書の作成</li> <li>・点字文書の作成</li> <li>・資料等への音声コードの添付</li> </ul>
5	視覚	障がい者差別解消事業 (点字シールの貼付)	<p>視覚障がい者に対する郵送物には、「加古川市」の点字シールを貼り付け、視覚障がい者が加古川市からの郵送物を見落とさないよう配慮する。</p> <p>まずは、障がい者支援課が発送する郵送物に対しての点字シール貼り付けを、加古川市視覚障害者福祉協会の協力を得ながら実施する。</p>
			<p>【検討施策（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字シールの貼付</li> </ul>

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策			
No.	種別	名称	概要
6	聴覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (手話通訳者養成事業)	手話通訳者の人材不足や高齢化の課題に対して、手話奉仕員養成講座の開催時期の検討や、奉仕員養成講座修了者が手話通訳者へスキルアップするための施策を検討し、加古川ろうあ協会及び手話通訳者等の協力を得ながら実施する。
			【実施施策（継続）】 ・手話奉仕員養成講座（昼間）の開催
			【検討施策（新規）】 ・手話奉仕員養成講座（夜間）の開催 ・手話奉仕員養成講座修了後のステップアップ講座の開催
7	聴覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (要約筆記者養成事業)	中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段である要約筆記の普及を図るとともに、要約筆記者を養成するための動機付けとなる施策を検討し、加古川中途失聴・難聴者協会及び要約筆記者等の協力を得ながら実施する。
			【検討施策（新規）】 ・要約筆記の普及啓発講座の開催
8	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (点訳者養成事業)	点字による情報を取得する視覚障がい者を支援する点訳者の養成を図るため、引き続き点訳奉仕員の養成講座を実施するとともに、さらにスキルアップするための施策を検討し、加古川市視覚障害者福祉協会及び点訳者等の協力を得ながら実施する。
			【実施施策（継続）】 ・点訳奉仕員養成講座の開催
			【検討施策（新規）】 ・点訳奉仕員ステップアップ講座の開催
9	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (朗読者養成事業)	音声による情報を取得する視覚障がい者を支援する朗読者の養成を図るため、引き続き加古川市視覚障害者福祉協会及び点訳者等の協力を得ながら朗読奉仕員の養成講座を実施する。
			【実施施策（継続）】 ・朗読奉仕員養成講座の開催

その他の施策			
No.	種別	名 称	概 要
10	聴覚 視覚 知的	障がい者差別解消事業 (加古川中央市民病院職員 対応要領の策定の支援)	加古川中央市民病院職員が事務・事業を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条に規定される不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務について正しく理解し、障害の有無によって分け隔てられることなく適切に対応するため、同法第10条第1項の規定に基づき「加古川中央市民病院職員対応要領」の策定を促す。
			【検討施策（新規）】 ・加古川中央市民病院職員対応要領の策定の支援